

「クーリング・オフ制度」

「突然の訪問販売で、不要なものを買ってしまった」

「街で声をかけられて、断り切れずに契約してしまった」

このような不意打ち性の高い取引に関しては、無条件で契約を解約できる「クーリング・オフ」という制度があります。

一定の期間内にはがき、電子メールなどで相手に通知します。

販売方法、商品によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは相談室までお問い合わせください。



クーリング・オフの記載例（はがき）

おもて

うら

〒123-4567
<input type="text"/>
〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇会社 代表取締役
様

通 知 書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇円
販売会社	〇〇〇〇
担当者氏名	〇〇〇〇
支払った代金〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。	
〇年〇月〇日	
多摩市〇〇町〇〇番地	
氏名 〇〇〇〇	

※クーリング・オフ = 意味「冷静になって、頭を冷やす」

特定商取引法による クーリング・オフ期間一覧表

取引内容	期間
訪問販売※1	8日間
訪問購入(押し買い)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供※2	8日間
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間

※1 キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む

※2 語学教室、エステ、美容医療、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7業種、関連商品が対象

クーリング・オフをする時の注意点

- ① はがき等書面による方法
 - ・書面は両面コピーをとり、特定記録郵便や簡易書留など、記録に残る方法で発送しましょう。
 - ・クレジット契約をした場合は、同時にクレジット会社にも発送しましょう。
- ② 電磁的方法

電磁的方法の代表例としては、電子メール、事業者のウェブサイトにて設けているクーリング・オフ専用フォームなどがあります。

 - ・契約書面を確認し、クーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合は、それに従って通知をしてください。
 - ・クーリング・オフを行った電子メールを保存しておきましょう。
 - ・ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームで通知した場合には画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。